

会議録

会議の名称	平成18年度 第6回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	平成18年12月18日(月) 19時から20時
開催場所	田無イングリッシュビル 3階 第3会議室
出席者	渡邊会長、内田職務代理、伊藤委員、指田委員、能智委員、小此木委員、蚊野委員 事務局：東原課長、井上課長補佐、等々力係長、菅野主任
議題	議題 (1) 西東京市表彰条例等に関わるスポーツ振興課推薦基準について (2) 社会教育指導員スポーツ担当者任用基準について (3) 教育機関がスポーツ施設を利用する際の取り扱いについて (4) その他
会議資料の名称	配布資料 第6回スポーツ振興審議会会議次第 みんなの生涯学習(冊子) 事前送付資料 資料14 西東京市表彰条例等に関わるスポーツ振興課推薦基準 資料15 社会教育指導員スポーツ担当者任用基準について 資料16 教育機関がスポーツ施設を利用する際の取り扱いについて 前回は会議録
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

発言者名：

発言内容

会長

第6回スポーツ振興審議会を開催します。3名の委員が欠席ですが、定数に達していますので開会します。まず、はじめに資料の確認をお願いいたします。

事務局

資料確認(省略)

会長

第5回会議録の承認について、特になければ承認いたします。議題第1「西東京市表彰条例等に関わるスポーツ振興課推薦基準について」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料14については西東京市表彰条例に関わる一般表彰第4条一般表彰を規定しておりますが、平成17年度までは、対象者の把握が難しいため表彰を行っていませんでしたが、このたび規定を設けて2006年3月トリノ冬季パラリンピックに出場し5位入賞をされた高橋和廣さんを表彰しました。また、西東京市教育委員会表彰審査基準に関わる表彰については、西東京市教育委員会表彰規定第3条個人及び団体表彰の(2)体育芸能等文化活動において特に優秀な成績を上げた者の規定を基準第3条個人及び団体表彰(5)前号のほか審査会において特に表彰を適当と認めた個人及び団体の規定を設けたものです。

会長

この説明に対し、ご意見ご質問をお受けいたします。

委員

推薦基準は3つありますが、高橋さんの表彰について審査会が適当と認めたという判断をしてほしいということですか。

事務局

高橋さんについては以前から表彰の対象になっていましたが、スポーツ振興課として基準を設けていないため表彰できませんでした。この基準をもうけたことで高橋さんを表彰することができました。

委員

基準は3位までを表彰となっておりますが、高橋さんはどこに該当するのですか。

事務局

西東京市に係わる一般表彰と西東京市教育委員会表彰とは違いがありまして、高橋さんについては「国際オリンピック・パラリンピック等に出場したもの」に該当しております。

委員

中学生の場合ですが、基準を見ると都大会、全国大会、世界大会となっておりますが、子ども達の大会に関東大会があり、競技成績によっては関東大会上位だと全国大会にいけるケースもあります。その関東大会で1位になった子がいますが、その場合は教育委員会に相談すれば表彰されるのでしょうか。

事務局

西東京市教育委員会表彰会規則第2条に市立学校に在学する児童生徒に対する表彰の

規定がありますので、その適用が受けられます。今回の基準については一般の方の表彰についてです。

委員

第2条については(1)人命救助及びこれに類する行為を行った者他(2)(3)と3つ規定されていますが、これについてもスポーツ振興課として基準を設けているのですか。

事務局

それについては、担当の教育委員会の指導課が設けています。その基準は義務教育課程の中では指導課の管轄に入り小学校、中学校については、今年度指導課長名で通知を出しました。来年度以降も指導課で行っていきます。ただし、義務教育課程を修了以上のもは一般という考えで高校生はスポーツ振興課が行うことにしました。

委員

通常の市民は(1)に該当することになるのですか。

事務局

(2)に該当する場合もあると思います。

委員

市の教育委員会が行う訳ですが、その中で世界大会に行く場合があるのですか。

事務局

一般の方でアジア大会に出場した市民がいます。表彰は2つに分けて、オリンピックは市長の表彰に、それ以外は教育委員会の表彰としております。

委員

その他市長が求めたものを表彰するということですか。

事務局

市としての表彰は対象者が少ないので、教育委員会で表彰するケースが多いです。

委員

学校として表彰を受けたが、その場合はどれに該当したのですか。

事務局

市長表彰を受けている団体は表敬訪問を受けています。その連絡がスポーツ振興課に入ります。教育委員会で把握しているかどうかの問合せがあるので、その情報は保管し表彰の時期にどちらで表彰するかという連携は常にとっております。

会長

連携を取るときに審査をおこなうことは無いのですか。

事務局

そのときには審査は行いません。情報をプールするだけであります。それで市の表彰と教育委員会の表彰のときに初めて審査会に諮ります。

委員

先日サッカー代表の子が表敬訪問しましたが市の表彰でしたか。

事務局

その方は教育委員会表彰でした。

会長

表彰を受けた場合は出来るだけ、市報等を通じて公表していただきたい。

事務局

市報等で掲載は行っております。「西東京の教育」にも掲載を行っております。

会長

議題2の説明をお願い致します。

事務局

社会教育指導員スポーツ担当者の任用基準についてですが、今年度総合体育館勤務の2名が退職希望のため、平成19年度採用で2名を募集します。それで規則の第4条の(4)前号に掲げるものの他社会教育に関する学識経験者を有する者について(1)から(5)まで任用の規定を設けました。社会教育の文化財担当指導員が含まれているため、スポーツ担当者について別個に必要な任用の基準を設けたものです。募集については職員課が他の部署と一括して募集を行います。

委員

第3の任用に学識経験者を有するの「者」は必要がないと思いますが。

事務局

学識経験者の「者」を削除します。

委員

(1)番の教職員普通免許状の取得(見込み)の方とありますが教員免許状ではないですか。

委員

規則と任用基準との整合性を図るのであれば規則第4条に教育職員の普通免許状とありますのでそうすべきです。

事務局

「教育職員の普通免許状」に改めます。

この規則が社会教育指導員とスポーツ担当が一緒の中で規定しているため、スポーツ担当としては、任用の規定の必要事項をこの基準にすることです。スポーツ担当の職員は社会教育担当の規定である教職員免許3年以上、あるいは学芸員でなければいけないというのは絶対必要という訳ではないためです。

会長

他にご異議ございますか、無ければご承認あったものといたします。続きまして議題3の説明をお願いいたします。

事務局

教育機関がスポーツ施設を利用する際の取り扱いについて説明します。

小中高の学校が何かの事情(改修工事やその他)で体育館を使用できない場合は市のスポーツ施設を使用できることになりました。

高校においてはクラブ活動だけではなく、高校受験の際、実技試験の体育館使用依頼がある場合もあり、そのような利用に対しても対応できるようになりました。

今年度文華女子学園から夏休みに体育館の改修工事に入るため、総合体育館をクラブ活動で使いたいということがありました。通常のクラブ活動の使用については許可していませんが、一時的な改修等の場合は教育長あての依頼の文書をもって許可をしております。それに伴った使用料についても減免の規定の中で2分の1をしていきます。

委員

以前小学校のプールが使用できなくなったとき、スポーツセンターのプールを使用出来ないかという話が出たことがありました。

事務局

再来年から指定管理者制度が実施されますと市が使用する場合でも使用料を納めな

ければなくなります。市が予算を組んで指定管理者に支払わなければならないため、このように基準を定めました。

委員

都立高校も私立高校も同じですか。

事務局

学校教育法第1条の規定では公立・私立の区別はしていないため、全て該当します。マンションの一室で行っている各種学級が市内にありまして、クラブ活動のスペースが無い場合公立の建物を利用している場合があります、正規の料金を払ってもらっています。本来学校活動は活動する場所を持っていないといけないのですが、このようなケースもあります。

会長

ご質問やご意見はありますか。本件については承認があったものといたします。本日はその他を除き議題は全部終了しました。次回第7回審議会は1月15日イングリッドで行います。